

事務連絡
平成30年2月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各國公立大學担当課
各國公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の一部事前送付について

危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、全ての学校（専修学校を含む。以下同じ。）において作成が義務付けられています。

文部科学省では、危機管理マニュアル作成の手引となる参考資料「学校の危機管理マニュアル」及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を各学校等へ配付するとともに、通知や会議等を通じて様々な危機事象への対応等について随時周知し、地域の実情に応じた危機管理マニュアルの作成・見直しを依頼してきたところです。

この度、平成28年3月にとりまとめた「学校事故対応に関する指針」、平成29年3月に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」や学校を取り巻く新たな危機事象の発生等を受けて、「学校の危機管理マニュアル」の改訂を行い、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（以下「手引」という。）として本年度中に完成し、公表する予定です。

本手引では、これまでの不審者や地震・津波災害対応を中心とした内容に加え、他の様々な危機事象への基本的な対応を整理しており、ミサイル・テロ等の新たな安全上の課題に関する内容も含みます。

本手引は現在改訂作業中ですが、「新たな危機事象への対応」については、できる限り早期に提供するよう御要望が多いことから、別添のとおり、該当部分のみ事前に送付します。各学校においては、危機管理マニュアルの作成・見直しの際の参考としていただくようお願いします。

手引全体についても、年度内には公表予定ですので、本手引を参考に危機管理マニュアルが未作成の学校においては、確実に作成を行っていただき、作成済みの学校におい

ても隨時、見直しを行っていただくようお願いします。

なお、各種学校においては、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルの作成は義務付けられていませんが、本手引きを取組の参考にしていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各國公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課学校安全係

tel : 03-5253-4111 (2917) fax : 03-6734-3794

3-8

新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエアリアルメール・緊急速報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

ミサイル発射。ミサイル発射。●●からミサイルが発射された模様です。建物の中又は地下に避難してください。

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け

直ちに避難。
直ちに避難。
直ちに建物の中、又は地下に避難してください。
ミサイルが落下する可能性があります。
直ちに避難してください。

◆【屋外にいる場合】

- 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る
(可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難)
- 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



姿勢の一例

◆【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する^{※1}
- 床に伏せて頭部を守る

日本に落下する可能性がある

直ちに避難の呼び掛け

直ちに◆と同様の行動をとる

落下場所等についての情報

追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続する^{※2}

日本の上空を通過

ミサイル通過情報

日本の領海外の海域に落下

落下場所等の情報

屋内避難は解除

- 不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する

^{※3}

- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ちingして行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入れて頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事業が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
 - 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないこともあります。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。
- 電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。



【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導をしておくことが大切です。

児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に統いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなります。Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

【2】体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることができます。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握→安全な場所を判断して避難→姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るために避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動ができるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なります。警察の指示の下、教育委員会と連携し事業に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通报し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事業の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがいか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るために仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行いうる努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参考ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対応に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サiren音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



○ 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

3 インターネット上の犯罪被害への対応について

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談することが大切です。

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例(警察庁ウェブサイト等を参照)の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておくことが必要です。

また、保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通じて、保護者と児童生徒等が一緒に考える機会を作るよう案内することも大切です。

【被害事例】

○ 自撮り画像の送信

- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりました男に、自分の裸の画像を送信させられた。



○ 危険な出会い

- 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。
- 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。

加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

<指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えるれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

【参考となる資料等】

子供の性被害対策(警察庁)

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html



インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)

<http://www.keisatukyoukai.or.jp/untitled29.html>



情報モラル教育の充実(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

